

令和3年度第1回門真市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和3年4月27日(火) 午後2時から3時

開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室

議題 諮問案件  
令和3年度保険料率及び賦課限度額について

出席者 公益を代表する委員

今田 哲哉

岡本 宗城

品川 幸子

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

西川 覚

喜多 伸元

被保険者を代表する委員

橋本 久美子

西野 紀代

永田 幸夫

市及び事務局出席者

宮本市長

山本保健福祉部長

吉井保健福祉部次長

嶋田健康保険課長

青木収納課長

竹田健康保険課管理グループ長

守岡健康保険課保険窓口グループ長

山田収納課管理グループ長

岡本収納課滞納整理第1グループ長  
西中収納課滞納整理第2グループ長  
松尾健康保険課主査

## 会議録

### 事務局：

ただ今より、令和3年度第1回門真市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、保健福祉部健康保険課課長の嶋田でございます。よろしくお願いいたします。  
皆様には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本協議会については、後日議事録の作成が必要であるため、録音させていただきます。  
あらかじめご了承ください。

それでは、門真市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定及び門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、本日小堀会長が欠席でございますので、本協議会の会長代行であります品川会長代行に会議の進行をお願いしたいと存じます。

品川会長代行よろしくお願いいたします。

### 会長代行：

会長代行の品川でございます。

本協議会の各委員の皆様には、平素より、国民健康保険事業の運営に格別のご配慮、ご尽力を賜りましてお礼申し上げます。

円滑な会議の進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本運営協議会委員のメンバーに交代がございますので、各委員の紹介と本日の出席状況について、事務局よりお願いいたします。

### 事務局：

委員の紹介をさせていただきます。

まず、本協議会会長代行であり、公益代表委員でもあります  
門真エイフボランタリーネットワーク会長の  
品川委員でございます。

次に、昨年5月21日付けの市議会議長、副議長の交代に伴い、同日付けで公益代表委員にご就任いただきました議長の  
今田委員でございます。

同じく昨年5月21日付けで公益代表委員にご就任いただきました副議長の岡本委員でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師代表委員でございます。

門真市医師会 副会長の  
西川委員でございます。

門真市薬剤師会 会長の  
喜多委員でございます。

次に、被保険者代表委員でございます。

橋本委員 でございます。

西野委員 でございます。

永田委員 でございます。

以上で委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

それでは、次に、本日の出欠状況をご報告させていただきます。

本日欠席の届出を受けておりますのは、本協議会会長であり、公益代表委員で、摂南大学看護学部教授の小堀会長、保険医又は保険薬剤師代表委員で門真市医師会会長の外山委員、歯科医師会会長の滝川委員、被保険者代表委員の西川委員でございます。

門真市医師会会長の外山委員につきましては、高橋前門真市医師会会長の後任として、昨年4月27日付けでご就任いただいております。

なお、委員の皆様には、当協議会の「委員名簿」及び「規則等」を配布させていただいておりますので、後ほどご確認いただけたらと思います。

また、本日の出席者数は、委員総数12名中8名でございます。

以上、出欠状況の報告といたします。

## 会長代行：

事務局からの出欠報告のとおり、門真市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定する定足数に達しており、会議が成立いたしておりますので、ただいまから協議会を開催させていただきます。

まず、本日の会議録の署名委員2名でございますが、私からご指名させていただきたいと思っております。ご異議はございませんか？

—— 異議なし、との声あり ——

## 会長代行：

ご異議が無いようでございますので、

保険医又は保険薬剤師を代表する委員のうちから、西川委員様、

被保険者を代表する委員のうちから、橋本委員様を指名させていただきます。

お2人におかれましては、後日、本会の議事録が出来上がりましたら、事務局よりその確認と署名のお願いに上がりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、協議会の開催にあたりまして、宮本市長よりご挨拶をお願いいたします。

## 宮本市長：

皆さん、こんにちは。

令和3年度第1回門真市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

大変、コロナ禍にて出席しにくい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。平素は、門真市の市政各般、とりわけ国民健康保険事業に対しまして、大きなご理解をいただいておりますことを心から感謝を申し上げる次第です。

また、新型コロナウイルス感染症が広がっていくなか4月25日から3回目となる緊急事態宣言が発令され、生活のうえでも様々な点でご不便をおかけしているところであります。

その中におきまして、65歳以上の方からワクチン接種が各地においてスタートしております。本市も医師会をはじめ多くの皆さんにご協力をいただきながら、いよいよ明日から

接種がスタートしてまいります。

当初の予約は高齢者が約 37,000 人いらっしゃる中、1 日で 38,000 コール電話がかかってきたというような状況で、WEB の予約も若干トラブルがあったり、また電話受付も先程申し上げた状況で、多くのニーズというか、1 日でも早くワクチンを打ちたいというような希望がある中で十分な体制が整っているわけではありません。しかしながら、市といたしましてもご希望される方に 1 日でも早く接種できるような体制を進めているところでもあります。

とはいうものの、4 月の段階で 1 日 70 人、2 日間で 140 人しか打てず、5 月に入っても今ワクチンの確保というのは 2,600 人分しか確保できていない状態ですので、確実にご予約いただいて打てる体制になっていくのが 6 月以降になっていくというような状況であります。ですので、ご理解いただきながらしっかり進めてまいりたいと思っている次第です。

また、これまで累積赤字の課題を含めまして国民健康保険事業に関しましては、多くの皆さんにご理解いただきながら今日まで進めてまいりました。累積赤字に関しましても、いよいよ解消の目途が立つところまで来たということです。僕自身は非常に感慨深いものがあります。約 15 年かけて、この間、大阪府であったり、当然担当課もそうですし、様々な皆さんのご理解を得ながら収納率の向上、また様々な保健事業を進めていくなかで健康を守りながらこの事業を黒字化に向けて進めてまいりました。本当に多くの皆さんのご理解のなかで今日を迎えることができたというのは非常に感慨深く思っているところです。

また、その中におきまして事業自体も大阪府に広域化され、またこの間に後期高齢者医療制度もスタートするなど保険事業の在り方というのは変わってはいるんですが、皆さんにご理解いただきながら、安心してこの事業が継続していけるように私ども努めてまいりたいと思っている次第です。

また、本日諮問いたします案件は、「令和 3 年度保険料率」及び「賦課限度額」につきましてご審議いただくこととなります。今後におきましても本事業が門真市民の生命をしっかりと守っていける制度の根幹を構築していってもらわないといけないので、そういった点を十二分にご留意いただきながら、今後も進めて参りたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。

会長代行：

ありがとうございました。

次に、市長から諮問を受けたいと思います。宜しくお願い致します。

—— 市長、諮問書を朗読し、会長に手渡す ——

**会長代行：**

宮本市長におかれましては、ここで他のご公務のため退席されます。  
ありがとうございました。

**市長：**

それではよろしく願いいたします。

—— 市長退席 ——

(諮問書の写しを各委員に配布)

**会長代行：**

続きまして、事務局より参加者の紹介をお願いいたします。

**事務局：**

事務局メンバーを紹介させていただきます。

保健福祉部長の山本でございます。

保健福祉部次長の吉井でございます。

収納課長の青木でございます。

健康保険課管理グループ長の竹田でございます。

健康保険課保険窓口グループ長の守岡でございます。

収納課滞納整理第1グループ長の岡本でございます。

収納課滞納整理第2グループ長の西中でございます。

収納課管理グループ長の山田でございます。

健康保険課管理グループの松尾でございます。

以上でございます。

**会長代行：**

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

まず、市長より、先ほど当協議会に対し、令和3年度保険料率及び賦課限度額について  
諮問がありました件でございます。

事務局より、諮問内容について、説明をお願いいたします。

**事務局：**

諮問案件、令和3年度保険料率及び賦課限度額についてご説明させていただきます。

お配りしております資料〈諮問案件〉令和3年度保険料率及び賦課限度額についての、

## 1. 国民健康保険の財政運営の仕組みをご覧ください。

国民健康保険制度は、平成30年4月から新制度に移行しており、保険料の賦課総額や保険料率の算定方法等が変わっております。

平成30年度からは、府が財政運営の責任主体となり、事業費納付金及び保険給付費等交付金の仕組みが導入され、保険給付に必要な費用は全額、府から保険給付費等交付金として、市に支払われることになっております。そのことにより、各市町村において安定的な国保財政運営が図られているところでございます。

一方、保険料については、府が算定した市町村標準保険料率に基づき市が賦課・徴収し、集めた保険料は一般会計からの繰入金とともに、事業費納付金として府に納付することになります。

近年は高齢化の進展等により医療給付費等が増加する状況にあり、被保険者の皆様の保険料負担については、令和3年度においても大変厳しいものとなることが見込まれております。

なお、大阪府においては、令和6年度までに府内市町村の保険料率を統一することとなっており、本市の保険料率については、統一保険料に向けた段階的な設定を行っているところでもあります。

## 2. 保険料についてをご覧ください。

保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つから構成されております。この点は新制度前と同じでございます。医療分とは、医療給付費などの費用に充てられる保険料です。後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療保険制度を支えるための保険料です。介護分とは、40歳～64歳の介護保険の第2号被保険者の保険料です。

次に2ページの3. 保険料の賦課総額をご覧ください。

保険料率を算定するにあたっては、まず、保険料の賦課総額を算出する必要があります。平成30年度からは、府が保険料の賦課総額を算出することとなっております。算出方法については、概ね2ページ上段の表のとおりでございます。

医療分については、保険給付費や事業費納付金などから、保険給付費等交付金や国の補助金等を差し引いた額となり、支援金分及び介護分については、事業費納付金から府などの補助金などを差し引いた額が保険料の賦課総額となります。

次に、4. 保険料率の算定をご覧ください。

保険料においては、受益に応じた負担である応益原則と、負担能力に応じた負担である応能原則が取り入れられているため、保険料の賦課総額については、賦課割合を定めたい

えで、応益負担部分として均等割総額及び平等割総額、応能負担部分として所得割総額に按分することになります。

なお、新制度の保険料算定方式は、医療分と支援金分は、所得割・均等割・平等割の3方式、介護分については、所得割・均等割の2方式であり、本市においては新制度前からの変更はございません。

所得割総額を令和3年度被保険者の基準総所得金額の見込み額で除した値が所得割率となります。なお、基準総所得とは、所得から基礎控除額として43万円を控除した後の額です。また、均等割総額を令和3年度の被保険者数の見込み値で除した値が、均等割額・平等割総額を令和3年度の世帯数の見込み値で除した値が平等割額となります。

なお、介護分につきましては、平等割を賦課していないため、所得割率と均等割額を算出したします。

これらの算定方法により、府が示した令和3年度の統一保険料率が2ページ下段の保険料率の比較の表のとおりでございます。本市の令和2年度保険料率と比較しますと、医療分においては所得割以外のいずれも統一保険料率が高くなっています。また、介護分においては所得割・均等割のいずれも統一保険料率が高くなっています。支援金分については、所得割と均等割が低くなっていますが、平等割の差が大きくなっています。

したがって、応益負担分である均等割と平等割に統一保険料率との大きな差があり、令和6年度に統一保険料とするためには、門真市といたしまして、今後、均等割及び平等割の応益割部分を段階的に上げる必要がございます。

この要因の一つとしましては、新制度における賦課割合が大きく変わっていることにあります。

新制度においては、国が示す所得係数等を基準に府が標準的な応益割と応能割の割合を算定することになっています。応能割の割合については、全国平均の一人当たりの所得金額を基準に算定された府の所得係数 $\beta$ を基準に算定されます。その結果、新制度前は1 : 1としていた応益割と応能割の割合が、新制度においては1 :  $\beta$ 、0.8程度となることで、応益割部分に係る賦課総額が大きくなることとなります。また、応益割部分における均等割部分と平等割部分の割合についても、本市においては、新制度前は70 : 30としていたが、多子世帯等の負担軽減の観点から60 : 40に変わっています。3ページ中段の保険料賦課割合において、現行保険料率と統一保険料率における賦課割合を示しておりますが、平等割に係る賦課割合が大きくなっていることがわかります。

したがって、統一保険料率に基づく保険料は、応益負担部分に係る保険料賦課割合



が大きくなることにより、所得の少ない世帯の保険料が大きく増加することが見込まれることから、本市国民健康保険においては、保険料の急激な変化を抑えるために、激変緩和措置を講じているところでございます。

次に、5. 激変緩和措置をご覧ください。

新制度による算定方法の変更等に伴う統一保険料率により保険料を算定した場合、本市国民健康保険においては、低所得の被保険者の保険料負担が上昇するため、平成30年度から令和5年度の間において、次の2つの激変緩和措置を講じることとしています。

1つ目は、府の公費による激変緩和措置でございます。

新制度移行に伴い、本市国民健康保険においては、一人当たりの保険料収納必要額が上昇するため、府の公費による激変緩和措置を受けてきました。具体的には、医療分・支援金分・介護分のそれぞれについて、平成28年度の保険料に自然増分を加味し、当該年度の保険料との差額に応じて算定され、個別の市町村に充てられていました。

しかし、昨年12月に大阪府運営方針が改定され、今まで個別の対象市町村に激変緩和措置額を充てていたものを令和3年度から府内全市町村に全面拡大することに決定となりました。そのため、本市のように今までの激変緩和措置額のシェアが高い市町村につきましては、経過措置として、府から経過措置額が交付されることとなりました。

今回大阪府より示された経過措置額約6,000万円を医療分・介護分に市独自の方法で按分しております。単純な工夫ではございますが、これにより、介護分の激増と低所得者の方の負担感の公平化が諮られております。

具体的には、3ページ下段の表のとおり、府の経過措置額により、保険料必要総額の引き下げを行うこととしています。

2つ目は、賦課割合の段階的な変更による市独自の激変緩和措置でございます。4ページ上段の表をご覧ください。

統一保険料率における賦課割合に変更した場合の、応益割部分に係る保険料賦課総額の急激な上昇を抑えるため、賦課割合については、平成30年度から令和5年度にかけて段階的に変更しているものでございます。激変緩和措置として、段階的な賦課割合の変更を講じることにより、令和3年度保険料率の算定に係る賦課割合は、医療分については所得割分が46.0%・均等割分が34.4%・平等割分が19.6%、後期高齢者支援金分については所得割分が46.2%・均等割分が34.4%・平等割分が19.4%、介護分については所得割分が46.7%・均等割分が53.3%となり、これらの賦課割合に基づき、所得割総額、均等割総額、

平等割総額を算出しようとするものです。

次に、賦課限度額の引き上げでございます。

4 ページ中段「6. 基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げ」をご覧ください。

基礎賦課限度額とは医療分に係る限度額のことでございます。新制度以後の賦課限度額につきましては、各年度において、府が市町村標準保険料率を算定し、市町村に通知した日において施行されていた国民健康保険法施行令に規定される額を超えることができないものとされております。令和3年度の医療分及び介護分に係る限度額については、令和2年度税制改正大綱による国民健康保険法施行令の改正に伴い、医療分63万円まで、介護分17万円までそれぞれ引き上げることが可能となっております。

国民健康保険においては、高齢化の進展等により医療給付費等が増加しており、また、低所得者が多く所得総額の増加を見込むことが難しいことから、限度額を引き上げないとすれば、中間所得層の負担がより重くなってまいります。そのため、高所得者層の負担は重くなりますが、中間所得層に配慮した保険料率を設定するために限度額の引き上げを行おうとするものでございます。

また、令和3年度の統一保険料率においても、限度額の引き上げがなされているところでもあります。引き上げの具体的な内容としましては、医療分に係る限度額を現行の61万円から63万円に2万円引き上げ、介護分に係る限度額を現行の16万円から17万円へ1万円引き上げるものでございます。5 ページの下段に限度額を引き上げた場合のイメージ図がありますので、ご参照ください。

次に6 ページをご覧ください。

以上の算定方法により、令和3年度の保険料率は、医療分の所得割率が9.13%・均等割額が30,780円・平等割額が26,910円、支援金分の所得割率が2.91%・均等割額が9,640円・平等割額が8,340円、介護分の所得割率が2.25%・均等割額が15,090円となります。また、賦課限度額については、医療分が63万円・支援金分が19万円・介護分が17万円となります。

続きまして、次ページ資料2をご覧ください。

上段が令和3年度の新料率、中段が令和2年度の料率、下段が増減を示した表でございます。前年度と比較しますと医療分の所得割率で0.08%の増・均等割額は1,070円の増・平等割額で2,160円の増となっており、支援金分の所得割率で0.02%の減・均等割額で110円の増・平等割額で450円の増、介護分につきましては所得割率で0.05%の増・均等割額で780円の増となっております。また、限度額は医療分が2万円の増・介護分が1万円の増と

なっています。

合計では、所得割額で0.11%の増・均等割額で1,960円の増・平等割額で2,610円の増、限度額で3万円の増となっております。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは世帯数と基準総所得金額の階層ごとに年間保険料を試算し、前年度と比較した表でございます。中段以下の6つの表は、左側が介護分ありの世帯で、右側が介護分なしの世帯をモデルケースとして示しております。また、それぞれ上から1人世帯・2人世帯・4人世帯のモデルケースとなっており、基準総所得ごとの年間保険料を試算し、前年度との差額を記載しております。各表の右上に「軽減」という項目がございますが、これは国の法律で定められた法定軽減をあらわしています。前年中所得が一定基準以下の世帯は、均等割・平等割を所得に応じて7割・5割・2割軽減するという制度で、軽減の欄に7割などの記入がされているものについては、それぞれ軽減が適用された後の保険料を表記しています。令和3年度は、合計で見ると、所得割率、均等割額、平等割額、限度額のすべてが前年度を上回ることで、全体的に年間保険料が増加することになります。

例えば、1人世帯、介護分ありにつきましては、基準総所得50万円で年間4,220円の増額、100万円で年間5,670円の増額、150万円で年間6,220円の増額となっております。また、参考資料として、北河内7市の令和2年度の保険料率の一覧表をお配りしておりますので、ご参考にしてください。

料率決定に際しまして、より一層の歳入の確保、歳出の抑制について、引き続き行ってまいりますので、只今ご説明いたしました料率で、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

令和3年度保険料率及び賦課限度額についての説明は以上でございます。

**会長代行：**

説明が終わりました。

何か、ご意見等はございませんか。

——異議なし との声あり——

**会長代行：**

他に意見がないようですので、諮問案件の令和3年度保険料率及び賦課限度額については、事務局の説明のとおり、保険料率については、医療分を所得割9.13%・均等割30,780円・平等割26,910円、後期高齢者支援金分を、所得割2.91%・均等割9,640円・平等割

8,340円、介護分を、所得割2.25%・均等割15,090円。賦課限度額については、医療分を63万円、後期高齢者支援金分を19万円、介護分を17万円とすることについて、ご異議ございませんか。

——異議なし との声あり——

**会長代行：**

ご異議なし、とのことですので、諮問案件の令和3年度保険料率及び賦課限度額については、事務局の説明のとおりとします。

それでは、私の方より答申書を作成し、後日、市長に答申いたしたいと思います。諮問案件は以上です。

続きまして、その他について事務局より何かございますか。

**事務局：**

資料4をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応として令和2年度から、国からの通知に基づき、2点実施しております。

まず1点目が、傷病手当金の支給でございます。

対象者としましては、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または感染の疑いによる療養のために休業した方で、連続して4日間以上労務に服することができず、その期間の給与の全額、または一部が支給されなかった方になります。

適用期間は、令和2年1月1日から令和3年6月30日の間としており、本年3月31日までの適用件数は8件、合計支給額は、641,904円でございます。

2点目が、減免でございます。

対象者とその減免額としましては、新型コロナウイルス感染症により世帯のうちの主たる生計維持者が死亡された、または重篤な傷病を負った場合、その世帯の方については、保険料の全額を免除いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の当年の事業収入等が前年と比較して30%以上減少することが見込まれる場合で、一定の所得要件を満たしている場合は、その世帯の方については、主たる生計維持者の前年の合計所得に応じて、保険料の一部または全額を減免いたします。

対象となる保険料としましては、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日以降に納期限が到来するものとしており、本年3月31日までの適用件数は769件、合計減免額は、196,654,905円でございます。

なお、令和3年度につきましても引き続き減免を実施してまいります。  
以上でございます。

**会長代行：**

委員の皆様、何かご意見等ございませんでしょうか。

——異議なし との声あり——

**会長代行：**

ないようでしたら、他に事務局よりございませんか。

**事務局：**

私から1点ご報告させていただきます。

門真市国民健康保険第2期データヘルス計画につきましては、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までを計画期間としており、令和2年度は、中間年にあたり、門真市国民健康保険を取り巻く状況の変化を踏まえ、現計画策定時における健康・医療情報とその後の健康・医療情報との状況を確認したうえで、これまでに実施してきた各事業の取組み状況や指標の達成状況を基に、門真市国民健康保険第2期データヘルス計画及び門真市第3期特定健康診査等実施計画推進委員会での慎重な審議を経て、令和3年3月に計画全体の中間評価を実施しました。

現在冊子を印刷中でございますので、納品されしだい、皆様に配布させていただく予定となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

**会長代行：**

委員の皆様、何かご意見等はございますか。

——異議なし との声あり——

会長代行：

それでは、他にご意見等ございませんようですので、本日の会議は、終了とさせていただきます。

本日は、貴重なご審議を賜りましてありがとうございます。

皆様にご協力をいただき、円滑な議事進行ができましたことを御礼申し上げます。

今後ともよろしく、ご協力の程、お願いいたしまして、協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

—— 国民健康保険運営協議会・終了 ——

以上の会議録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長代行

品川 幸子

保険医又は保険薬剤師代表委員

西川 覚

被保険者を代表する委員

橋本 久美子